

## 防災基本計画修正の検討状況について

平成 1 4 年 2 月

# 防災基本計画修正の検討状況について

## 1. プロジェクトチーム委員（敬称略、 は座長）

### （1）風水害

- 福岡 捷二（広島大学大学院教授）
- 水山 高久（京都大学大学院教授）
- 磯部 雅彦（東京大学大学院教授）
- 片田 敏孝（群馬大学工学部助教授）

### （2）原子力災害

- 能澤 正雄（財団法人高度情報科学技術研究機構顧問）
- 石川 迪夫（財団法人原子力発電技術機構特別顧問）
- 矢川 元基（東京大学大学院教授）
- 前川 和彦（財団法人原子力安全研究協会理事）
- 草間 朋子（大分県立看護科学大学学長）

## 2. これまでの検討状況と今後の予定

### （1）風水害プロジェクトチーム

第1回プロジェクトチームでの議論を踏まえ、第2回プロジェクトチームにおいて別紙事項を反映した修正スケルトン案を作成し、現在当スケルトン案をもとに計画の修正案について検討中。

- ・平成13年10月29日 第1回風水害プロジェクトチーム開催
- ・平成13年12月10日 第2回風水害プロジェクトチーム開催
- ・平成14年2月下旬～3月上旬 第3回風水害プロジェクトチーム開催予定

### （2）原子力災害プロジェクトチーム

第1回プロジェクトチームでの議論を踏まえ、第2回及び第3回プロジェクトチームにおいて、別紙スケルトン案をもとに検討中。

また、緊急被ばく医療については、別紙のポイントをもとに検討中。

- ・平成13年10月30日 第1回原子力災害プロジェクトチーム開催
- ・平成13年12月18日 第2回原子力災害プロジェクトチーム開催
- ・平成14年2月1日 第3回原子力災害プロジェクトチーム開催
- ・平成14年3月18日 第4回原子力災害プロジェクトチーム開催予定

### （3）防災基本計画専門調査会

平成14年3月25日 第5回防災基本計画専門調査会において検討結果を報告予定

# 防災基本計画(風水害対策編)修正における反映事項

## 1. 洪水対策

### 地下空間における浸水対策

- ・地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発について
- ・洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達について
- ・避難体制の確立について
- ・地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

### 水防法改正関係

- ・都道府県知事による洪水予報河川の指定、及び洪水のおそれがあるとき水位または流量の水防管理者等への通知について
- ・国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報河川の浸水想定区域の指定、公表及び関係市町村長への通知について
- ・市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとの洪水予報の伝達方法、避難場所等その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めることについて
- ・市町村長による、地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等の住民への周知について
- ・市町村防災会議の協議会により、市町村相互間の地域防災計画に浸水想定区域ごとの洪水予報の伝達方法、避難場所等を定めることについて

### 都市型水害対策

- ・都市型水害対策の基礎調査、影響予測等の実施及び関係機関等への情報提供について
- ・都市型水害に対する危機管理の強化及び被害軽減策について
- ・河川、下水道等の整備促進について
- ・耐水に配慮した町づくりについて

## 2 . 土砂災害対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係

- ・ 国土交通大臣による土砂災害防止対策基本指針について
- ・ 都道府県による、土砂災害防止対策を講じるための基礎調査及び情報の収集について
- ・ 都道府県知事による土砂災害警戒区域の指定
- ・ 関係市町村が市町村地域防災計画において計画避難体制に関する事項を定めること、及び円滑な警戒避難のための事項の住民への周知について
- ・ 都道府県知事による特別警戒区域の指定と開発行為の制限等について

豪雨災害対策のための情報提供の推進

- ・ 迅速な警戒避難の判断等に必要な気象情報等の収集体制の強化について
- ・ 災害時の連絡手段の確保と情報の整理について
- ・ 自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進、防災情報等の住民等への伝達、住民から行政への異常な現象発生等の伝達手法の確保等、及び住民との連携の強化について
- ・ 警戒態勢の基準となる指標等早期避難実現のための措置の推進について

## 3 . 高潮対策

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアルの策定等

- ・ 地域防災計画における高潮対策の策定（促進）について
- ・ 高潮防災施設整備及び、地域づくりの観点からの高潮対策強化について
- ・ 高潮ハザードマップの作成の促進について
- ・ 「津波・高潮防災ステーション」等の活用による海岸利用者等への災害関連情報の提供について
- ・ 地方自治体による高潮防災気象情報の収集及び住民等への伝達体制の整備について
- ・ 高潮災害対策の基礎調査、影響予測等の実施及び関係機関等への情報提供について

# 原子力艦の原子力災害に係る防災基本計画の修正について (スケルトン案)

## 第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

- 1 災害情報の収集・連絡
  - (1) 原子力艦の事故情報等の連絡
  - (2) 放射能影響の早期把握のための活動
  - (3) 応急対策活動情報の連絡
- 2 通信手段の確保

## 第2節 活動体制の確立

- 1 関係指定行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関の活動体制
- 2 災害対策本部等と活動体制
- 3 自衛隊の災害派遣
- 4 防災業務関係者の安全確保

## 第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

- 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施
- 2 避難場所
  - (1) 避難場所の開設
  - (2) 避難場所の運営管理
- 3 安定ヨウ素剤予防服用
- 4 災害弱者への配慮
- 5 飲食物の摂取制限等

## 第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

## 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 1 交通の確保・緊急輸送活動
- 2 輸送支援

## 第6節 救助・救急及び医療活動

- 1 救助・救急活動
  - (1) 国、地方公共団体による救助・救急活動
  - (2) 資機材の調達等
- 2 医療活動
  - (1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣
  - (2) 緊急被ばく医療の実施

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

- (1) 周辺住民等への情報伝達活動
- (2) 国民への的確な情報の伝達
- (3) 住民等からの問い合わせに対する対応
- (4) 在京大使館等への情報提供体制の強化

## 第8節 迅速な復旧活動

- (1) 屋内退避、避難収容等の解除
- (2) 損害賠償

# 緊急被ばく医療に係る修正のポイント

## 1．事業者の責務の追加

- ・被ばく患者発生時の事業所内における初期被ばく医療対応体制の整備、関係機関への通報連絡体制の整備
- ・被ばく患者発生時の医療機関、搬送機関への適切な情報（患者の概要、異常事態の概要、被ばくの状況等）の伝達
- ・被ばく患者の搬送及び医療機関への搬出の際の、原子力事業所内からの専門家の派遣及び汚染拡大防止、除染等の協力

## 2．地方公共団体の責務の追加

- ・初期、二次被ばく医療体制並びにそのネットワークについての構築
- ・医療機関の求めに応じ、施設内の汚染がない旨の確認、その旨の情報の集約管理、周辺住民及び報道機関への提供

## 3．初期、二次、三次被ばく医療機関等の位置づけの明確化

- ・被ばく医療の実施に関わる医療機関は被ばく患者の症状に基づき、自ら医療を実施または、構築される医療ネットワークを基に他の機関への転送等を実施
- ・初期、二次被ばく医療体制並びにそのネットワークについての構築（地方公共団体：再掲）
- ・地域の三次被ばく医療体制の構築（国）